

平成30年度における中国地区の下請法の運用状況等について

令和元年6月19日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、近畿中国四国事務所中国支所（以下「中国支所」という。）管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に所在の資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,000名（製造委託等^(注1)2,154名、役務委託等^(注2)846名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者13,100名（製造委託等9,541名、役務委託等3,559名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	中国	全国	中国
平成30年度		60,000	3,000	300,000	13,100
	製造委託等	39,175	2,154	211,741	9,541
	役務委託等	20,825	846	88,259	3,559
平成29年度		60,000	3,000	300,000	13,100
	製造委託等	38,680	2,109	208,513	9,493
	役務委託等	21,320	891	91,487	3,607
平成28年度		39,150	1,870	214,500	9,500
	製造委託等	25,696	1,289	151,912	7,382
	役務委託等	13,454	581	62,588	2,118

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した違反被疑事件は418件（製造委託等299件、役務委託等119件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが410件（製造委託等293件、役務委託等117件）、下請事業者等からの申告によるものが8件（製造委託等6件、役務委託等2件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は413件（製造委託等295件、役務委託等118件）であり、このうち410件（製造委託等292件、役務委託等118件）について指導（違

反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。)の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数 ^(注2)				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告 ^(注1)	指導 ^(注1)	小計		
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	中国	410	8	0	418	0	410	410	3	413
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	中国	293	6	0	299	0	292	292	3	295
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	中国	117	2	0	119	0	118	118	0	118
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	中国	384	3	0	387	0	374	374	20	394
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	中国	271	3	0	274	0	264	264	17	281
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	中国	113	0	0	113	0	110	110	3	113
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
	中国	398	6	0	404	1	365	366	32	398
製造委託等	全国	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
	中国	294	5	0	299	0	265	265	24	289
役務委託等	全国	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
	中国	104	1	0	105	1	100	101	8	109

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況 (第3表参照)

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で779件となっており、このうち、製造委託等に係るものが567件、役務委託等に係るものが212件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反(下請法第3条又は第5条違反)は371件(類型別件数の合計の47.6%)となっており、このうち、製造委託等に係るものが263件、役務委託等に係るものが108件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反(下請法第4条違反)は408件(類型別件数の合計の52.4%)である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が187件(実体規定違

反に係る類型別件数の合計の 45.8%), ②買ったたきが 93 件 (同 22.8%), ③下請代金の減額が 60 件 (同 14.7%) 等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は 304 件であり, その内訳は, ①下請代金の支払遅延が 124 件 (製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 40.8%), ②買ったたきが 73 件 (同 24.0%), ③下請代金の減額が 49 件 (同 16.1%) 等となっている。

(4) 役務委託等に係る実体規定違反は 104 件であり, その内訳は, ①下請代金の支払遅延が 63 件 (役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 60.6%), ②買ったたきが 20 件 (同 19.2%), ③下請代金の減額が 11 件 (同 10.6%) 等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位: 件]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	取引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561
	中国	311	60	371	4	187	60	2	93	3	9	26	18	6	0	408	779
製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
	中国	226	37	263	2	124	49	1	73	2	9	26	13	5	0	304	567
役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
	中国	85	23	108	2	63	11	1	20	1	0	0	5	1	0	104	212
平成29年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749
	中国	318	27	345	2	140	39	1	36	7	5	16	8	3	0	257	602
製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
	中国	232	20	252	2	94	29	1	29	4	5	15	6	2	0	187	439
役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
	中国	86	7	93	0	46	10	0	7	3	0	1	2	1	0	70	163
平成28年度	全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250
	中国	285	35	320	2	184	24	0	52	10	5	25	11	5	0	318	638
製造委託等	全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
	中国	216	20	236	2	123	16	0	43	4	5	25	8	2	0	228	464
役務委託等	全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063
	中国	69	15	84	0	61	8	0	9	6	0	0	3	3	0	90	174

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので, 違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については, 発注書面の不交付のほか, 記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成30年度においては, 下請事業者が被った不利益について, 親事業者19名から, 下請事業者53名に対し, 総額2117万円の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては, 親事業者7名から, 下請事業者21名に対し, 486万円の減額分が返還された(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
平成30年度	全国	120名	4,593名	1億8367万円
	中国	7名	21名	486万円
平成29年度	全国	140名	7,659名	16億7800万円
	中国	14名	136名	292万円
平成28年度	全国	131名	4,060名	18億4452万円
	中国	10名	252名	1億2187万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者10名から、下請事業者28名に対し、1006万円の遅延利息が支払われた(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成30年度	全国	165名	4,901名	4億2288万円
	中国	10名	28名	1006万円
平成29年度	全国	138名	3,015名	1億9675万円
	中国	7名	89名	146万円
平成28年度	全国	144名	2,076名	6958万円
	中国	13名	156名	263万円

ウ 有償支給原材料等の対価の早期決済事件においては、親事業者2名から、下請事業者4名に対し、624万円が支払われた(第6表参照)。

第6表 有償支給原材料等の対価の早期決済事件における不利益分の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成30年度	全国	9名	95名	2088万円
	中国	2名	4名	624万円
平成29年度	全国	4名	19名	168万円
	中国	1名	10名	72万円
平成28年度	全国	5名	24名	58万円
	中国	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

平成30年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成30年度においては、中国支所では5回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成30年度においては、中国支所では中国経済産業局と共同して、当該講習会を5県5会場（うち公正取引委員会主催分は3県3会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成30年度においては、中国支所では229件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成30年度においては、中国支所では1か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成30年度における中国支所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は14名である。

平成30年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成30年度においては、中国支所では事業者団体等へ3回講師を派遣した。

平成30年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 自動車部品の製造を外注しているA社は、外注先事業者の一部が下請法上の下請事業者該当すると認識していなかったため、当該下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受けた日から60日を超えて下請代金を支払っていた。
- ② 金属製品の部品組付けを下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 自動車及び農業機械の修理を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ 結婚式の司会進行を下請事業者に委託しているD社は、「毎月末日締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っていたため、下請事業者に対し、下請事業者の役務の提供を受けた日から60日を超えて下請代金を支払っていた。
- ⑤ テレビ番組の制作を下請事業者に委託しているE社は、半年間に放送する番組の制作を一括して発注しているところ、最終月に放送される番組の受領後に半年間分の番組に係る下請代金を支払っていたため、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日を超えて下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 自動車の内装品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、「価格協力費」と称して、一定額を下請代金の額から減じていた。
- ② 自動車の内装品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行って新単価を決定したが、引下げ前の単価で発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。
- ③ 魚の冷凍加工業務を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせず、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 自動車部品の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

4 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- プラスチック成型品部品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（130日）を交付していた。